

「京橋川オープンカフェ（左岸）」 出店者募集要領

令和7年（2025年）3月
水の都ひろしま推進協議会

〔目 次〕

1	「水の都ひろしま」づくりと「京橋川オープンカフェ」	1
2	「京橋川オープンカフェ」の目的	1
3	「京橋川オープンカフェ」の取組方針	1
4	出店場所と立地の概要	1
5	募集内容	2
6	既存店舗施設の費用負担区分	2
7	事業コンセプト	2
8	出店条件	2
9	営業開始までのスケジュール	7
10	募集方法	7
11	問合せ先	13
12	応募書類書式	14
	（書式A 参加申請書）	14
	（書式B 企業等概要説明書）	15
	（書式C 役員等名簿）	16
	（書式D 出店企画書）	17
	（書式E 経営戦略シート）	19
	（書式F 収支計画書）	21
	（書式G 事業計画書）	22
	（書式H 宣誓書）	25
	（書式I 応募説明会参加申込書）	26
	（書式J 質問票）	27
別紙1	「京橋川オープンカフェ（左岸）」出店契約書（案）	
別紙2	「京橋川オープンカフェ（左岸）」営業に関する問合せ事項（案）	
別紙3	「京橋川オープンカフェ（左岸）」出店仮契約書（案）	
別紙4	「京橋川オープンカフェ（左岸）」出店者実績評価要領	
別紙5	誓約書	
別紙6	京橋川オープンカフェ（左岸）河岸緑地サポート活動に関する協定書（案）	
別紙7	辞退届	
別図1	位置図	
別図2	配置計画図	

【お願い】

「京橋川オープンカフェ」は、公共空間を活用した事業です。“まちづくり”や“周辺環境への配慮”の観点から、店舗設置や営業に一定の制約があることを御理解の上、御応募いただきますようお願いいたします。

1 「水の都ひろしま」づくりと「京橋川オープンカフェ」

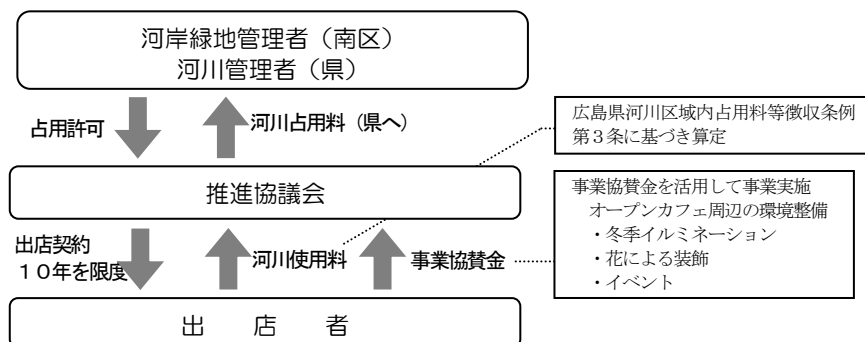
広島デルタを流れる太田川水系の6本の川、多島美溢れる瀬戸内海、これら貴重な魅力資源を生かした都市づくり～「水の都ひろしま」づくり～を進めていくため、国、県、市の協働で平成15年（2003年）1月に「水の都ひろしま」構想を策定するとともに、同構想の内容を計画的かつ効果的に進めるための実施計画として「水の都ひろしま」推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、推進計画に位置づけた取組を推進しています。

「京橋川オープンカフェ」は、こうした取組の一つとして、広島駅と八丁堀の間に位置するという立地性を生かし、河岸緑地を民間事業者に開放して実施しています。

この度、京橋川オープンカフェ左岸の1店舗の契約満了に伴い、次のとおり出店者を募集します。

なお、「水の都ひろしま」づくりは、現在、市民団体代表、経済・観光関係者、学識経験者、行政（国・県・市）の13名により構成する「水の都ひろしま推進協議会（以下「推進協議会」という。）」が実施主体となって進めています。

【京橋川オープンカフェ事業のスキーム】



2 「京橋川オープンカフェ」の目的

- (1) 水辺のにぎわいづくりによる都市の楽しみ方の創出を図る
- (2) 「京橋川オープンカフェ」を契機として、水辺と市街地の一体化を促進する

3 「京橋川オープンカフェ」の取組方針

- (1) 市民、来訪者が憩える場とするとともに、潤いと安らぎを感じる風景となるよう、質の高い川辺の街並みを創出する
- (2) 安全で安心して歩ける河岸緑地を目指す

4 出店場所と立地の概要

(1) 場所（別図1のとおり）

南区稲荷町8番河岸緑地（京橋～稲荷大橋東詰）

(2) 交通条件

- ・ 広島駅から南西へ約650m、八丁堀交差点から東へ約600m
- ・ 市内電車で、広島駅から稲荷町（最寄りの停留所）まで約5分、稲荷町から徒歩2分
- ・ バスで、広島駅から稲荷町（最寄りの停留所）まで約2分、稲荷町から徒歩2分

(3) 地域地区等（都市計画法）の指定

- ・ 河川区域
- ・ 商業地域
- ・ 指定建ぺい率80%、指定容積率900%
- ・ 防火地域
- ・ 東部河岸緑地
- ・ リバーフロント・シーフロント地区（広島市景観計画）
- ・ 都心幹線道路沿道地区（広島市景観計画）
- ・ 京橋川都市・地域再生等利用区域

(4) 配置計画図

別図2のとおり

5 募集内容

別図1「位置図」の出店場所について、譲渡を受けて既存店舗を使用し、又は新たな店舗を新築して、店舗及び広場区域において飲食店を営業（以下「出店」という。）する事業者を募集します。

（現況）

広場区域等 屋外占用面積	既存店舗 占用面積	既存店舗構造
約 123 m ²	約 72 m ²	鉄骨造平屋建

（最大）

広場利用可能 区域最大面積	(左記のうち) 店舗設置可能区域最大面積
約 201 m ²	約 81 m ²

6 既存店舗施設の費用負担区分

選定された出店者の方針	費用負担区分
① 既存店舗の譲渡を受け、そのまま又は修繕や増築を行い営業する場合	全ての費用は新規出店者負担
② 既存店舗は使用せず、新たな店舗を新築して営業する場合	既存店舗解体撤去費用は現在の出店者負担、その他の費用は新規出店者負担

7 事業コンセプト

出店者は、出店の企画に当たり、次のコンセプトを必ず取り入れてください。

● 水辺に営みと交流をつくる

店舗利用者に限らず、市民、来訪者など、様々な人々の営みや交流が生まれるよう、水辺の開放感を生かした使い方であることが求められます。

- ・ 市民に開放された憩いの場をつくる。
- ・ 水辺を生かした活動をつくる。
- ・ 地域とのネットワークをつくる。

● 誰もが訪れたいくなるカフェに

誰もが訪れたいくなるよう、上質で落ち着きがあり、かつ安全で安心な空間づくりやサービスが求められます。

- ・ 良質なサービスを提供し、上質感ある雰囲気をつくる。
- ・ 安全、安心で魅力的な店舗や環境をつくる。
- ・ オープンカフェにふさわしい魅力ある食を提供する。
- ・ 料理や食材などに広島らしさを表現する。

● 「水辺の杜」に

都会の喧噪を忘れさせてくれる「水辺の杜」となるよう、豊かな緑との融和が感じられる店舗の演出が求められます。

- ・ 絵になる水辺の景観をつくる。
- ・ 川や河岸緑地と調和し、季節感のある店舗の演出を行う。

● 水辺と市街地をつなぐ

水辺と市街地の分断要素とならないよう、裏側をつくらぬ工夫や配慮が求められます。

- ・ 店舗から市街地へ、または、店舗から川への開放性を確保する。

8 出店条件

(1) 出店契約

ア 契約の相手方

出店者は、推進協議会と「京橋川オープンカフェ」出店に係る契約を締結していただきます。

イ 契約期間

(ア) 4月1日から3月31日までの1年を基本とします。（最初の契約期間は契約日から令和

8年3月31日まで)

- (イ) 契約満了日の90日前までに双方から契約の変更又は終了の申出がない場合、3年を限度に同一条件により自動的に契約を更新します。
- (ウ) 出店後、概ね3年ごと（令和9年度末、令和12年度末、令和15年度末）に『「京橋川オープンカフェ（左岸）」出店者実績評価要領』（別紙4）に基づき出店者を評価し、支障ないと判断される場合に限り、再び契約を締結することとします。その際の契約期間及び契約更新は、上記(ア)及び(イ)のとおりとします。
- (エ) 出店者は、上記(ウ)による契約の更新及び再契約によって、最長令和17年3月31日まで営業ができるものとします。
- (オ) 出店後、上記(ウ)に基づく契約更新を3度行い、かつ、最長の契約期間満了日（令和17年3月31日）の1年前までに、出店者から本契約の継続を希望する申出があった場合、1度に限り本契約と同様の出店契約を締結することとします。
- (カ) 上記(オ)に基づく出店契約を締結した場合、契約期間及び契約更新に係る条件は上記(ア)から(エ)までの規定を準用します。また、(ア)「令和8年3月31日まで」は「令和18年3月31日まで」、(ウ)「令和9年度末、令和12年度末、令和15年度末」は「令和19年度末、令和22年度末、令和25年度末」、(エ)「最長令和17年3月31日まで」は「最長令和27年3月31日まで」と読み替えて適用します。

ウ 仮契約の締結

出店者決定後、10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に仮契約を締結し、次期出店者であることを証するとともに、各種協議の取り決めを行います。

(2) 出店期間

出店期間は、営業開始日から契約満了日までとします。

(3) 営業時間

最長で午前7時から午後11時までの範囲とします。

また、まちの回遊性及びにぎわい創出の観点から、営業時間を考慮してください。

なお、この範囲内において、各出店者の状況により変更をお願いする場合があります。

(4) 店休日

特に限定しませんが、可能な限り大型連休等は営業を行ってください。

なお、各出店者の状況により変更をお願いする場合があります。

(5) 営業実施者

選定された出店者（参加申請書に記載のある個人又は法人）自らが営業等を行ってください。

なお、転貸、使用権の譲渡を行うことはできません。

(6) 営業許可の種別

出店者は、食品衛生法に基づく飲食店等営業の許可を取得するものとします。ただし、公共空間にあることを踏まえ、飲酒を主体とせず、市民、来訪者が憩える水辺のカフェにふさわしい業態とします。

なお、店舗における、弁当やサンドイッチ等の販売は、同法に基づく弁当等の調製の許可を取得した施設で調製されたものに限り、可能です。

(7) 店舗の売却条件

ア 既存店舗の売却については、新規出店者が現在の出店者と譲渡に係る交渉を直接行ってください。推進協議会は、店舗の譲渡に関して一切関わりません。

イ 新規出店者が既存店舗を使用せず、新たな店舗を新築して営業する場合は、既存店舗を現在の出店者が解体撤去します。その後、新規出店者の負担により新築工事を行っていただきます。

(8) 公益上支障となる際の店舗等の撤去

ア 店舗等の設置が、河川管理上著しい支障を生じることとなったとき若しくは河川工事上支障があるとき又は公益上支障があるときに、河川管理者から河川区域外への撤去に関する指示が

出た場合、速やかに撤去してください。当該撤去及びその後の復旧にかかる費用は、出店者の責任の有無に関わらず、各出店者の負担とします。また、撤去及び復旧が行われる場合には、速やかに推進協議会に報告してください。

イ 区画内を公用若しくは公共用に供するため必要が生じたときに、公園管理者である広島市から店舗等の撤去に関する指示が出た場合にも、前項と同様の取扱いとします。

ウ 護岸における土砂の吸出し等に起因する店舗等設置物の破損が生じた場合、出店者は、自己の負担において速やかに安全対策を施し、設置物の復旧を行うこととします。

(9) 水辺の演出

出店者は、区画外においても、樹木のイルミネーション等水辺の演出に積極的に努めるものとします。ただし、その内容については、事前に推進協議会と協議し、確認を受けることが必要です。

(10) 出店者会の結成等

出店者は、他の出店者と共に「出店者会」を結成し、自主的な企画や運営により、次のような事項（例示）の実施に積極的に努めるものとします。

- ・ 周辺区域（京橋～稲荷大橋）のライトアップ等、水辺の演出
- ・ 出店者会主催のイベント等の開催
- ・ 地域住民・企業との協働活動の実施

(11) 河岸緑地の清掃

出店者は、(1)の契約とは別に、周辺河岸緑地（京橋～稲荷大橋間）の維持管理活動を行う「京橋川オープンカフェ（左岸）河岸緑地サポート活動に関する協定書」（別紙6）を推進協議会と締結し、これに基づき定期的に清掃を実施するものとします。

(12) 店舗の新築、増改築

出店者は、店舗を新築、増改築（以下、「新築等」という。）する場合、建築基準法および関係法令に適合させるとともに、以下の点に留意してください。

ア 店舗の設置範囲

店舗の新築等に係る設計は、「7 事業コンセプト」に沿って行うものとし、別図2に示す店舗設置可能区域の範囲内において行えるものとします。

イ 店舗の構造

平屋建、鉄筋コンクリート基礎とし、建築物移動等円滑化基準に適合した設計となるよう努めてください。また、店舗に設置するトイレは、店舗外側に入口を作るなど、営業時間中には河岸緑地を訪れる一般利用者等も利用できるよう配慮した設計にしてください。

ウ 店舗の外観のデザイン

景観上の調和を考慮し、突飛なデザインや形状とせず、壁面・屋根面の色は、「広島市景観色彩ガイドライン」に準拠したデザインとしてください。

エ 客席部分の形態

引き違い戸等の可動式建具による開口部を多用し、春・秋等の気候の良い時期に開放性のある空間が確保できるように、設計上の配慮を行ってください。

オ 店舗のサイン看板・照明等

店舗のサイン看板・照明等の設置については、次の事項に留意してください。

- ・ 店舗の常設サインはロゴ・マークのみとし、壁面に馴染むようにアクセント的に設けること。また、アースカラーを生かす色を用いるよう努めること。
- ・ 設置場所は2か所以内とし、1か所につき0.4㎡以下とすること。
- ・ 突き出し看板は設置しないこと。
- ・ 常設サイン以外の演出のためのサインは、表示面積（常設サインも含める。）の合計を7.0㎡以下とし、店舗と一体的に設けるとともに、閉店時には取り外すこと。
- ・ 可動型の独立設置看板はメニュー看板のみとする。

- ・ 店舗の照明には透過光や間接光のような柔らかな灯りを用いるよう努めること。また、夜の水辺を演出する機能を持たせるとともに、防犯上の観点から、暗がりをつくらぬよう配置すること。

カ 広場区域

広場区域の設置物（店舗のオーニング、パラソル、ウッドデッキ、看板、店舗装飾、営業時の椅子及びテーブル等）は、別図2に示す店舗設置可能区域及び広場区域内に納めるものとします。水辺に市民が憩える場を設け、四季が感じられるような演出を行うよう努めてください。

また、広場区域を通行する一般利用者の妨げにならないような配置とし、閉店時には店舗内へ片づけることができるよう、簡易に移動できるものとしてください。

ただし、日よけ用の可動式オーニングが、店舗設置可能区域及び広場区域外へはみ出す場合は、地上高2.5m以上を確保し、突き出し幅等そのデザインについて、別途推進協議会と文書により協議を行った上で、河岸緑地管理者及び河川管理者の許可を受けた場合に限り、これを認めるものとします。

なお、店舗設置可能区域において店舗を設置しない部分については、広場区域として利用することも可能です。

キ 店舗の周辺

店舗の周辺の扱いについては、次の事項に留意してください。

- ・ 店舗設置可能区域に接する通路（幅員約2.7m）には、何も設置しないこと。
- ・ 店舗設置可能区域及び広場区域外へはみ出した可動式オーニングは、毎日閉店の際には区域内へ収納すること。
- ・ 店舗の周辺には景観を阻害する物は出さないこと。
- ・ 屋根上には何も設置しないこと。

ク その他

- ・ 店舗デザイン・レイアウトは、応募時に企画した内容を履行すること。ただし、推進協議会が設計内容の調整を図る場合はこの限りではありません。
- ・ 建築に係る設計・仕様、河岸緑地内での工事については、推進協議会と協議し、確認を受けた後に、建築確認等の必要な手続きを経て、建築工事に着手するものとします。
- ・ 確認済証及び検査済証の交付を受け次第、付属する設計図書と共に、これらの写しを速やかに当協議会事務局へ提出してください。（電子データ可）
- ・ 出店者が店舗デザイン・レイアウト、その他開店の準備に要した一切の経費等は、出店者の負担とします。
- ・ 敷地内及び店舗内の移動経路における高低差は傾斜路により解消することとし、その構造は建築物移動等円滑化基準に適合したものとします。

(13) 樹木の伐採及び河岸緑地の掘削の制限

ア 河岸緑地内の樹木の伐採及び移植

- ・ 河岸緑地内の樹木の伐採及び移植はできません。
- ・ ただし、店舗の新築等に必要となる枝打ちや移植は推進協議会に協議し、樹木所有者の了解が得られた場合は、所有者の指示に従った上で、行えるものとします。

イ 河岸緑地の掘削の制限

- ・ 河岸緑地では、護岸の定規断面部分を侵す掘削はできません。
- ・ なお、基礎工事を行う必要がある場合は、推進協議会が承認する範囲に限り、掘削してもよいものとします。

(14) 事業協賛金等

ア 事業協賛金

「京橋川オープンカフェ」の周辺環境整備等に係る経費の一部を、環境整備等の受益者とな

る出店者に事業協賛金として負担していただきます。額は、建築物の占用部分については1㎡当たり12,000円/年、その他の占用部分については1㎡当たり2,400円/年を徴収します。事業協賛金の算定は、営業開始日の属する月から契約期間最後の月までで算定することとし、1年に満たない期間は、前述の年額を12で除した額に期間月数を乗じたものとします。事業協賛金は、契約開始日の属する年度（4月～3月）分を契約開始後14日以内に支払うこととします。ただし、契約期間が年度を超える場合は、3月までの額を契約開始後14日以内に、4月以降の額を4月14日までに支払うこととします。

イ 河川使用料

河川敷地の占用許可に伴う占用料相当額として、建築物の占用部分について1㎡当たり1,090円/年を徴収します。なお、この額は広島県河川区域内占用料等徴収条例（平成11年広島県条例第36号）に基づくものであり、条例改正により占用料に変更があった場合は、本項で定める河川使用料も変更します。

ウ 保証金

契約時に保証金として100万円を徴収します。ただし、現在の出店者が引き続き選定された場合には、既存の保証金の寄託を継続するものとします。なお、契約期間中は無利息でお預かりし、契約の満了後又は解除後、出店者により原状回復が行われたとき、又は次の出店者に店舗等の譲渡若しくは売却がなされたときで、かつ、契約に基づき生じたその他の債務が全て履行された後に速やかに返還します。

エ 光熱水費等

光熱水費等の営業活動に必要な費用は出店者の負担となります。

オ その他

出店者会の自主的な企画・運営に係るイベントの負担金等として、費用負担が必要となる場合があります。

(15) 法令等の遵守・手続

ア 店舗の新築等に係る設計、工事、営業、維持管理にあたっては、法令等（河川法、都市公園法、建築基準法、消防法、食品衛生法、広島市公園条例、広島市景観条例、食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例等）を遵守してください。

イ 河川法及び都市公園法に基づく許可申請は、推進協議会が行うこととし、許可申請に必要な文書、図面その他については、出店者が作成することとします。なお、推進協議会が行う許可申請に必要な文書、図面その他については、各出店者が作成することとします。

(16) 事業の趣旨の徹底

ア オープンカフェの営業については、サービスや雰囲気づくり等を「7 事業コンセプト」に沿って行うものとします。

イ 出店者は、「京橋川オープンカフェ」の事業が『2「京橋川オープンカフェ」の目的』を実現するため、『3「京橋川オープンカフェ」の取組方針』に基づき、特別に公共空間を民間事業者に開放して実施している趣旨をよく理解し、利益追求だけでなく、地域のまちづくり活動への協力など積極的に社会貢献に努めるものとします。

ウ 出店者は、イのことについて店舗従事者に周知徹底し、（別紙5）による誓約書を開店日の一週間前までに提出するものとします。

(17) 環境への配慮と公共空間の適正管理

オープンカフェの営業にあたっては、騒音対策、ゴミ処分など周辺環境に対する十分な配慮と、清掃、後片付けなど公共空間としての適正な管理を行うものとします。

- ・ 音が住宅地側に漏れないよう防音に配慮した店舗構造とすることや、特に夜間の店舗運営について、近隣住環境に配慮した騒音対策を行うこと。
- ・ 照明については、照度を抑えた器具の使用や、光の向きを川側にするなど、近隣住環境に配慮すること。
- ・ 排出口は園路側に向けないこととし、提供メニューによっては油煙除去装置や脱臭装置の設置など、臭気対策を行うこと。また、バーベキューのような客席で調理するメニューは、油煙除去装置や脱臭装置を経由して排出できる設備を備えた店舗内の客席のみで提供すること。

- ・ 塵芥、厨芥については、ふた付き保管庫の設置など外部から見えないように管理し、飛散を防ぐとともに、悪臭が発生しないよう対策を行い、近隣住環境に配慮すること。

(18) 原状回復義務

- ア 出店者は、契約満了後又は契約解除後に速やかに店舗（基礎、付帯設備等を含む。）を解体撤去し、出店前の原状に回復した上、返還してください。
- イ 出店者側が原状回復義務を履行しないときは、推進協議会が保証金等を充てこれを行うことができるものとします。保証金等を充てて原状回復を行う際に原状回復費用が不足する場合、推進協議会は不足した費用を出店者に請求します。
- ウ 新規出店者が既存の店舗の譲渡を受けて使用する場合、現在の出店者が有している原状回復義務（京橋川オープンカフェ設置以前の状態に回復する義務）を承継するものとします。

(19) その他

- ア その他の出店条件は、『「京橋川オープンカフェ（左岸）」出店契約書（案）』（別紙1）に掲げる各条項によるものとします。
- イ この出店条件は、令和17年3月31日までの間に京橋川オープンカフェ（左岸）事業に出店する際の条件であり、令和17年4月1日以降、本事業継続の際の出店条件を担保するものではありません。

9 営業開始までのスケジュール

営業開始までのスケジュールは、次のとおり見込んでいます。なお、状況によっては、今後変動する可能性があります。

年度	令和6年度	令和7年度										
	3	4~5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
既存店舗契約期間	●-----> 10/31まで											
推進協議会事務	● 募集期間 (9/5日間)	● 選定	● 次期出店者決定		● 契約事務等		● 設計内容等協議					
出店者												
	●-----> 【①譲渡を受け、そのまま使用】											
					● 店舗譲渡手続*		● 店舗営業					
●-----> 【②譲渡を受け、増築又は改修して使用】												
				● 店舗の設計 建築確認等		● 増築又は改修工事		● 店舗営業				
				● 店舗譲渡手続*								
●-----> 【③解体、新築して使用】												
				● 店舗の設計 建築確認等		● 解体工事		● 新築工事		● 店舗営業		

※：既存店舗事業者と新規出店事業者の双方が合意した場合に限る。

10 募集方法

(1) 応募資格

以下の全ての条件を満たす個人又は法人とします。複数の個人又は法人が一つのグループを組んで応募することもできます。

- ア 「京橋川オープンカフェ」の趣旨を理解し、他の出店者と連携した雰囲気づくりに留意しながら良質なサービスの提供に尽力できること
- イ 「京橋川オープンカフェ」の趣旨に沿った事業構想を有し、その実現にふさわしい資力、企画力、経営力及び社会的信用等を有していること
- ウ 応募書類の提出時及びそれ以降において、次に掲げる欠格事由に該当していないこと
 - (ア) 破産者で復権を得ない者
 - (イ) 法人の場合、会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立てがされているもの又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがされているもの
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者
 - (オ) 暴力団、暴力団員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - (カ) 法人で上記(エ)又は(オ)に該当する者が経営、運営に関係しているもの
 - (キ) 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各項目のいずれかに該当する者
 - (ク) 選考委員会の委員及び選考委員の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属するもの
 - (ケ) 国税、広島県の県税及び広島市の市税の滞納がある者

(注) 欠格事由の対象者

【法人の場合】 当該法人の役員・支配人・支店及び支店に準ずる営業所の代表者（いずれもいかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権または支配力を有する者を含みます。）

【個人の場合】 本人若しくはその使用人のうち支配人・支店及び支店に準ずる営業者の代表者（いずれもいかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権または支配力を有する者を含む）

※ なお、複数の個人又は法人が一つのグループを組んで応募する場合、グループを構成する1者でも欠格事由に該当する場合は、そのグループは選定の対象外とします。

(2) 応募スケジュール

応募から選定までのスケジュールは、下記のとおりを予定しています。

- ア 募集要領の配布期間 3月14日（金） ～6月16日（月）
- イ 応募説明会の開催 3月27日（木）
- ウ 質問の受付期間 3月28日（金） ～4月11日（金）
- エ 応募書類の提出期間 5月26日（月） ～6月16日（月）
- オ 一次審査・二次審査 6月中旬～7月上旬
- カ 審査結果の通知 7月中旬

(3) 募集要領の配布

募集要領及び応募書類書式は、下記のとおり配布します。

- ア 配布期間 令和7年3月14日（金）から令和7年6月16日（月）まで
- イ 配布方法 募集要領は、広島市経済観光局観光政策部の窓口（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）で配布及び広島市ホームページからダウンロードできます。なお、本募集要領に関して補足説明がある場合も、こちらに掲載します。

【窓口】

水の都ひろしま推進協議会 事務局
広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当
〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6-34
電話 082-504-2676
FAX 082-504-2253
E-mail kanko-omo@city.hiroshima.lg.jp

【掲載場所】（ページ番号：1036937）

広島市ホームページ総合トップページ
⇒ 観光・文化・スポーツ ⇒ 観光データ・観光戦略 ⇒ 観光戦略・MICE
⇒ 水の都ひろしまづくりの推進 ⇒ 「京橋川オープンカフェ（左岸）」の出店者を募集
します

(4) 応募説明会の開催日時、場所等

ア 募集要領の応募説明会を次のとおり開催します。

- (ア) 開催日
令和7年3月27日（木）
- (イ) 時間
午前10時から午前10時30分
- (ウ) 場所
南区稲荷町8番河岸緑地（京橋～稲荷大橋東詰）
- (エ) 受付期間
令和7年3月14日（金）から令和7年3月26日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）
- (オ) 受付方法
応募説明会参加申込書（書式I）に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかの方法
で提出してください。

(5) 質問の受付・回答

ア この募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (ア) 受付期間
令和7年3月28日（金）から令和7年4月11日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時まで）
- (イ) 受付方法
応募要領に関する質問票（書式J）に記入の上、窓口（土曜日及び日曜日
を除く、午前8時30分から午後5時まで）電子メール又はFAXのいずれかの方法で提
出してください。

【窓口】

水の都ひろしま推進協議会 事務局
広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当
〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6-34
電話 082-504-2676
FAX 082-504-2253
E-mail kanko-omo@city.hiroshima.lg.jp

イ 前記アの質問に対する回答は、電子メールまたはFAXにより質問者に直接回答するとともに、
広島市ホームページに掲載し、本募集要領の追補とみなします。

(6) 応募方法

ア 応募時における提出書類の内容 応募時には次表の○印の書類を提出してください。

内 容	法人	個人	書式	備 考
① 参加申請書	○	○	書式A	
② 企業等概要説明書	○	○	書式B	
③ 役員等名簿	○	○	書式C	
④ 出店企画書	○	○	書式D	
⑤ 出店企画図面	○※	○※		以下の図面を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域図に合わせた平面配置図 ・ 店舗等平面図(店舗内施設の配置を記載したもの) ・ 店舗等立面図(4方向からのもの) ・ 店舗パース図等建築物のデザインが分かるもの(外観、内観とも) 図面には、寸法(全体寸法、壁間等)を記入してください。
⑥ 経営戦略シート	○	○	書式E	
⑦ 収支計画書	○	○	書式F	収支の根拠となる資料(見積書の写し等)も極力提出してください。
⑧ 事業計画書	○	○	書式G	
⑨ 商業登記簿謄本	○			申請する日から3ヶ月以内に発行されたもの
⑩ 決算書、確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え(直近3期分)	○			飲食店営業を行っている場合、飲食店営業部門のみの決算書も提出してください。 e-Tax の場合は、受信通知も提出してください。
⑪ 確定申告書第一表の控え及び所得税青色(白色)申告決算書の控え(直近3期分)		○		白色申告の場合は、対象期の月次売上がわかる売上台帳、帳簿その他の確定申告の基礎となる書類も提出してください。 e-Tax の場合は、受信通知も提出してください。
⑫ 国税について滞納がないことの納税証明書	○	○		申請する日から3ヶ月以内に発行されたもの。 広島県税又は広島市税を納める義務がない場合は、その旨を記載した申立書を提出してください。(書式任意 ただし捺印を要します。)
⑬ 広島県税について滞納がないことの納税証明書	○	○		
⑭ 広島市税について滞納がないことの納税証明書	○	○		
⑮ 市町村長の発行する身分証明書	○	○		申請する日から3ヶ月以内に発行されたもの。 法人については、役員、支配人、支店これに準ずる営業所の代表者全員のもの。 なお、外国籍の方の場合は身分証明書が発行されませんので、事前にご連絡の上ご相談ください。
⑯ 宣誓書	○	○	書式H	

※ 既存店舗を増築及び改築せずに、そのまま継続使用する場合は提出不要

イ 企画提案概要書の提出

出店者は、「④出店企画書」の提出に合わせ、企画提案概要書(書面及び PDF データ)を提出してください。企画提案概要書の体裁はA 4 縦 2 枚(表紙を除く)以内とし、表紙には「京橋川オープンカフェ企画提案概要書」と記載してください。なお、企画提案概要書は、手続きの透明性及び公平性を高めるため、選定結果の公表時に公表を予定しているものであり、審査の対象とするものではありません。

ウ 応募書類の提出期間

令和 7 年 5 月 2 6 日 (月) から令和 7 年 6 月 1 6 日 (月) 午後 5 時まで [必着]

エ 応募書類の提出先

[水の都ひろしま推進協議会 事務局]
広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当
〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6-3 4

[持参される場合]

土曜日及び日曜日を除く、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

[郵送される場合]

配達証明付き書留郵便に限ります。(宅配便不可)
令和 7 年 6 月 1 6 日 (月) 午後 5 時必着としてください。

オ 応募書類の提出部数

1 3 部 (原本 1 部 + コピー 1 2 部、クリップ留め (製本しないこと))

(7) 出店者の選定

ア 選定は、推進協議会の「オープンカフェ出店者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において行います。

イ 選定委員会では、次の審査基準に基づき書類審査を実施します。

区分	事業コンセプト	審査事項	配点
経営に関する審査			
	営業能力（収支計画、資金調達計画の妥当性）		30
	業務体制（営業体制、接客能力）		
	社会性、協調性、社会貢献		
事業コンセプトへの適合状況に関する審査			
① 水辺に営みと交流をつくる	・ 市民に開放された憩いの場をつくる。	・ 客席（屋内）の開放的な空間づくりや広場区域の活用方法を審査	20
	・ 水辺を生かした活動をつくる。	・ 日中を含む幅広い営業時間とするなど、水辺の魅力を最大限生かすことに配慮しているかを審査 ・ 水辺を生かした活動（イベント等の付加価値づくり）に対する取り組み姿勢やアイデアを審査	
	・ 地域とのネットワークをつくる。	・ 地域との協働活動（地域貢献）に対する取り組み姿勢やアイデアを審査	
② 誰もが訪れたくなるカフェに	・ 良質なサービスを提供し、上質感ある雰囲気をつくる。	・ サービスの内容や上質感ある雰囲気づくりのための工夫等を審査（飲酒を主体としない水辺のカフェにふさわしい業態、雰囲気づくり等を評価） ・ 対岸の既存店舗との関連性（相乗効果に対する工夫等）を審査	25
	・ 安全、安心で魅力的な店舗や環境をつくる。	・ 夜の水辺の演出や、暗がりをつくらなような照明アイデアを審査	
	・ オープンカフェにふさわしい魅力ある食を提供する。	・ 経営計画における主要提供品目の魅力度合を審査	
	・ 料理や食材などに広島らしさを表現する。	・ 料理や食材、店舗内装等において広島らしさを表現する工夫の内容を審査	
③ 「水辺の杜」に	・ 絵になる水辺の景観をつくる。	・ 緑地との融和を図った店舗の演出デザインを審査	15
	・ 川や河岸緑地と調和し、季節感のある店舗の演出を行う。	・ 四季を演出するための仕掛け・整備（パラソル、イルミネーション等）に対する取り組み姿勢やアイデアを審査	
④ 水辺と市街地をつなぐ	・ 店舗から背後市街地へ、または、店舗から川への開放性を確保する。	・ 街と川の風景を遮断しない店舗デザインを審査 ・ 背後市街地及び対岸の市街地との回遊性の向上に対する取り組みや工夫を審査	10
合 計			100

ウ 書類審査の後、応募者の面接を実施します。（ただし、書類審査の上、面接する応募者を絞って実施する場合があります。）

エ 選定の参考とするため、書類・資料の追加提出をお願いする場合があります。

オ 出店者の選定は、次のとおり行います。

- (ア) 選定委員会において、応募者を得点の総計が高い順に順位づけし、上位の者を出店候補者として選定する。ただし、選定委員会において、本事業を実施する目的、内容を考慮し、得点の総計が最も高い応募内容が、最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断される場合においては、この限りではない。
- (イ) 得点の総計が同じ者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、順位を決定する。
- (ウ) 選定委員会は、応募者の評価順位、出店候補者及びその選定内容について推進協議会に報告する（書面表決含む）。

カ 出店者決定後、出店者が辞退等した場合には、評価順位に基づき、原則、次順位者を選定します（評価順位の有効期間は、出店者の営業開始までです）。

(8) 選定結果

ア 選定結果は、応募者全員に通知します。

イ 選定結果通知後、応募者全員の商号または名称、評価結果（評価点数）、選定された出店者及び選定された出店者の企画提案概要書について、広島市ホームページ（前記(3)イに同じ。）で公表します。

ウ 選定結果に関する質問等について、アの通知を受けた応募者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により、説明を求めることができます。

(9) 応募・選定に関する留意事項

ア 出店者は、必ず現地を確認した上で応募してください。また、別紙1「京橋川オープンカフェ（左岸）」出店契約書（案）を事前に確認した上、応募してください。

イ 提出書類の内容については秘密を厳守します。また、当該募集・選定以外の用途に利用することはありません。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報（公表されているものを除く）を除いて、開示請求者に開示します。

ウ 応募にかかる費用は、応募者の負担とします。

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。

オ 提出書類は、提出後に記載内容の変更はできません。

カ 応募書類その他の提出された書類・資料は返却いたしません。

キ 応募後、やむをえない事情で応募を辞退する場合は、辞退届（別紙7）を提出してください。また、出店者選定後の辞退は原則認めませんが、協議会がやむを得ないと認めた場合に限り、辞退を認めます。

ク 京橋川オープンカフェ募集に応募しようとする者は、選定委員会の委員の選任後から本出店者決定の公表までの間において、本出店案件に関して、直接、間接を問わず、自ら有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、参加資格を失う場合があります。

11 問合せ先

〔水の都ひろしま推進協議会 事務局〕

広島市経済観光局観光政策部おもてなし推進担当

担当：藤平、三宅、久保河内

〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6-3 4

電話：082-504-2676、FAX：082-504-2253